

# ひふみプラス

追加型投信／内外／株式  
投資信託説明書(交付目論見書)

2015.06.23



- ・本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ・ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社(レオス・キャピタルワークス株式会社)のホームページで閲覧・ダウンロードすることができます。
- ・本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託目論見書(請求目論見書)に掲載されております。

● **委託会社** (ファンドの運用の指図を行ないます。).....

## レオス・キャピタルワークス株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1151号

<ひふみプラスの詳細情報の照会先>

電話番号：03-6266-0129 (受付時間 営業日の9時～17時)

ホームページアドレス：<http://www.rheos.jp/>

● **受託会社** (ファンドの財産の保管および管理を行ないます。).....

## 三井住友信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリーファンド	なし

※ 商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- この投資信託説明書(交付目論見書)により行なう「ひふみプラス」の募集について、レオス・キャピタルワークス株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成26年12月24日に関東財務局長に提出しており、平成26年12月25日にその届出の効力が生じております。また、金融商品取引法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成27年6月22日に関東財務局長に提出しております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、投資者の請求により販売会社から交付されます。なお、請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に投資者(受益者)の意向が確認されます。
- 当ファンドの信託財産は、信託法によって受託会社において分別管理されております。

#### ● 委託会社の情報 .....

委託会社名 レオス・キャピタルワークス株式会社  
 設立年月日 2003年4月16日  
 資本金 1億円  
 運用する投資信託財産の合計 495億円

(2015年04月30日現在)

## ファンドの目的

「ひふみプラス」は、受益者の長期的な資産形成に貢献するために、円貨での信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、マザーファンドの受益証券を通じて国内外の株式に投資することにより積極運用を行ないます。

## ファンドの特色

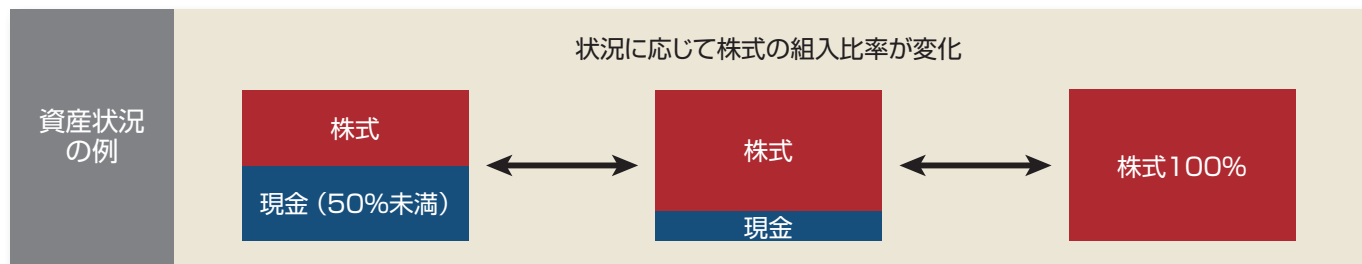
「ひふみプラス」はマザーファンドを通じて信託財産の長期的な成長を図るため、次の仕組みで運用します。

### ① 国内外の上場株式を主要な投資対象とし、市場価値が割安と考えられる銘柄を選別して長期的に投資します。

- ・ 長期的な経済循環や経済構造の変化、経済の発展段階等を総合的に勘案して、適切な株式市場を選びます。
- ・ 長期的な産業のトレンドを勘案しつつ、定性・定量\*の両方面から徹底的な調査・分析を行ない、業種や企業規模にとらわれることなく、長期的な将来価値に対してその時点での市場価値が割安と考えられる銘柄に長期的に選別投資します。

※ 定性…経営方針や戦略など数値に表れない部分 定量…財務指標や株価指標等の数値

### ② 株式の組入比率は変化します。

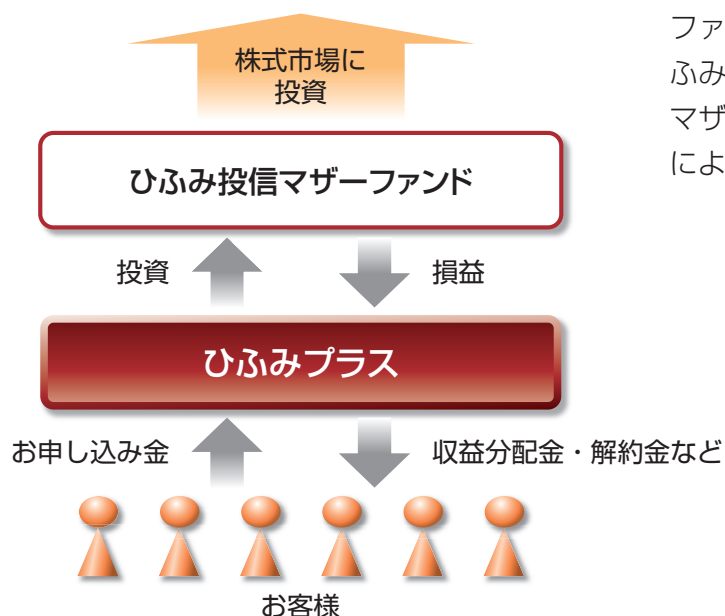


例えば、組入銘柄の株価水準が割高と判断した時に、利益確定や下落リスク回避のために保有株式を一部売却する場合があります。また、市場価値が割安と考えられる銘柄が無くなっていると判断した時に、買付を行わずに好機を待つ場合があります。このような状況においては、ポートフォリオに占める株式の比率が低くなります。一方で、市場価値が割安と考えられる銘柄が多くあると判断した時には、株式を買い付けることによってポートフォリオに占める株式の比率が高まる場合があります。

(注)組入比率が変化する事例は上記に限りません。

証券投資信託は、法令上、信託財産の総額の二分の一を超える額を有価証券に対する投資として運用することが求められています。

### ③ 運用はファミリーファンド方式により、マザーファンドを通じて行ないます。



ファミリーファンド方式とは、ベビーファンド(ひふみプラス)の資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行なう仕組みです。

#### ◇ 分配方針

年1回の毎決算時(9月末:休業日の場合翌営業日)に、原則として、次の方針に基づき分配を行ないます。ただし、委託会社(レオス・キャピタルワークス株式会社)の判断により分配を行なわない場合もあります。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
2. 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。
3. 収益の分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

#### ◇ 主な投資制限

1. マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
2. 株式(新株引受権証券、新株予約権証券、転換社債、転換社債型新株予約権付社債を含みます。)への実質投資割合には制限を設けません。
3. 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
4. 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

# 投資リスク

## ■ 基準価額の変動要因

- 「ひふみプラス」は、マザーファンドを通じて株式など値動きのある証券(外国の証券には為替リスクもあります。)に投資いたしますので、基準価額は、大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。これらの運用により生じる利益および損失は、すべてお客様(受益者)に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

## ■ 基準価額の変動要因となる主なリスク

- 株価変動リスク** 「ひふみプラス」は、国内外の株式を組み入れるため、株価変動の影響を大きく受けます。一般に株式の価格は、個々の企業の活動や業績、国内および国外の経済・政治情勢などの影響を受け変動するため、株式の価格が下落した場合には基準価額は下落し、投資元本を割り込むことがあります。
- 流動性リスク** 有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性のもとでの取引が行なえない、または取引が不可能となる場合が生じることを流動性リスクといいます。この流動性リスクの存在により、組入銘柄を期待する価格で売却できない可能性があり、この場合、不測の損失を被るリスクがあります。
- 信用リスク** 有価証券等の発行者や有価証券の貸付け等における取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想される場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となることを信用リスクといいます。投資した企業等にこのような重大な危機が生じた場合には、大きな損失が生じるリスクがあります。
- 為替変動リスクと  
カントリーリスク** 外貨建資産を組み入れた場合、当該通貨と円との為替変動の影響を受け、損失を生ずることがあります。また、当該国・地域の政治・経済情勢や株式を発行している企業の業績、市場の需給等、さまざまな要因を反映して、「ひふみプラス」の基準価額が大きく変動するリスクがあります。

### その他留意点

「ひふみプラス」のお取引において、金融商品取引法第37条の6に規定された「書面による契約の解除」(クーリング・オフ)の適用はありません。

## ■ リスクの管理体制

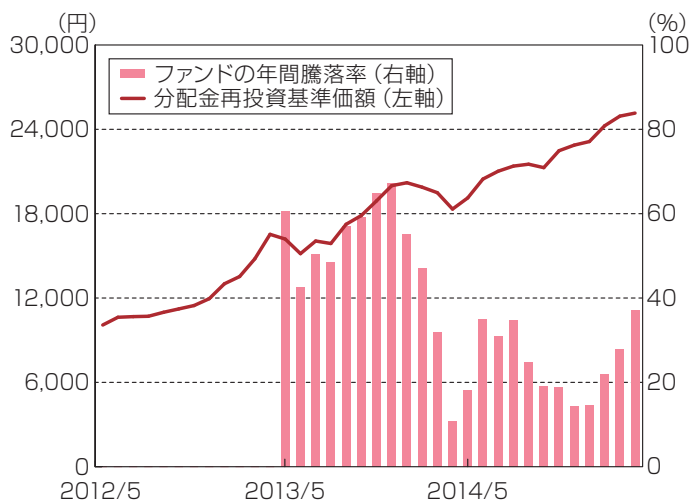
- 委託会社では、運用部門から独立した部署および委員会が、ファンドのパフォーマンス状況ならびに信託財産の運用リスクのモニタリングと管理を行ないます。そして、その結果は、運用部門その他関連部署へフィードバックされます。
- また、コンプライアンス部門が法令などの遵守状況ならびに運用業務等の適正な執行の管理を行ないます。

\* 上記体制は平成27年4月末時点のものであり、今後変更となる場合があります。

# 投資リスク

## (参考情報)

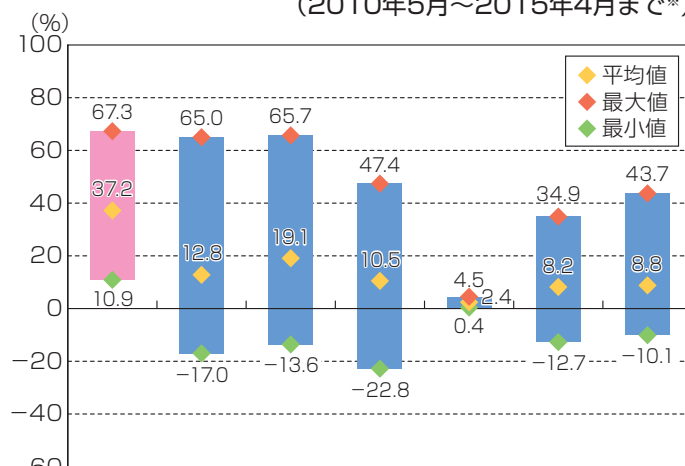
### 当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ・ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

### 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2010年5月～2015年4月まで\*)



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

- ・上記5年間の「各月末における直近1年間の騰落率」の平均値・最大値・最小値を表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

\*当ファンドについては設定日が2012年5月28日であるため2013年5月～2015年4月の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示しております。

- ・当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### 各資産クラスの指数

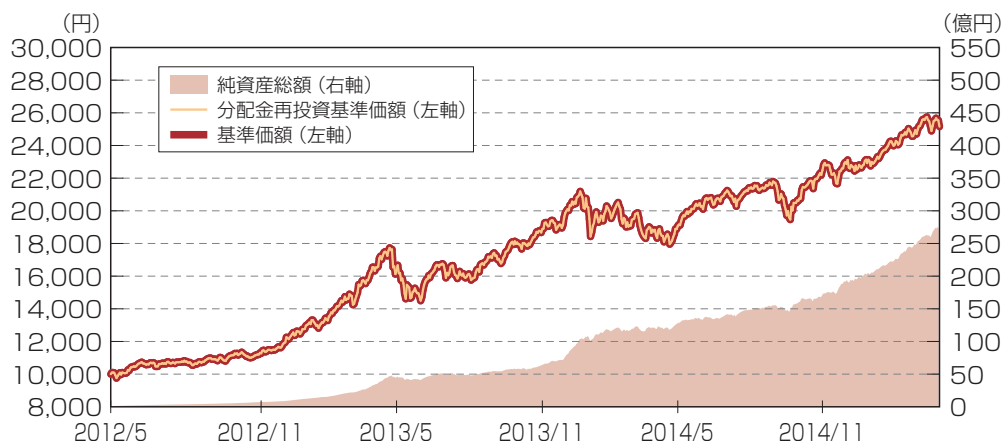
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債、円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の指標が日々公表されています。なお、NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
先進国債	シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(除く日本、円ベース)	J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

各資産クラスの指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

# 運用実績

運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
最新の運用実績の一部は、委託会社のホームページでご覧いただくことができます。

## 基準価額・純資産の推移 (2015年4月30日現在)



※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。  
※基準価額は1万口当りの金額です。

## 分配の推移

決算期	分配金
第3期 (2014年9月30日)	0円
第2期 (2013年9月30日)	0円
第1期 (2012年10月1日)	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

## 主要な資産(ひふみ投信マザーファンド)の状況 (2015年4月30日現在)

### ◆ 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率 (%)
株式	日本	92.29%
現金・預金・その他資産 (負債控除後)		7.71%
合計 (純資産総額)		100%

### ◆ 業種別比率の上位

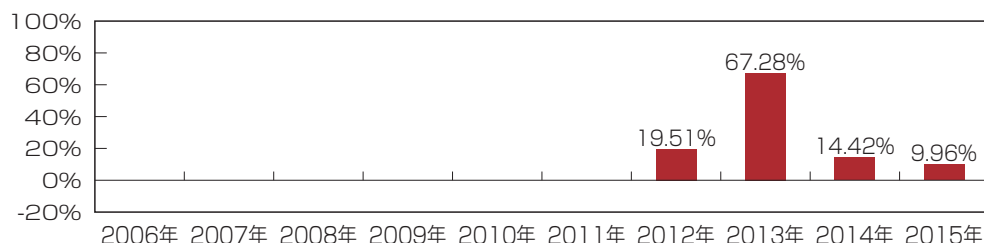
業種	比率 (%)
サービス	19.07%
小売	13.98%
電気機器	10.41%
情報・通信	9.01%
卸売	7.11%
機械	6.65%
化学	5.30%
建設	3.98%
輸送用機器	2.77%
食料品	2.08%

### ◆ 組入上位銘柄

	銘柄コード	銘柄名	業種	比率 (%)
1	3769	GMOペイメントゲートウェイ	情報・通信	2.43%
2	6594	日本電産	電気機器	2.28%
3	3909	ショーケース・ティービー	情報・通信	1.98%
4	3076	あい ホールディングス	卸売	1.91%
5	9830	トラスコ中山	卸売	1.89%
6	6366	千代田化工建設	建設	1.84%
7	2427	アウトソーシング	サービス	1.71%
8	6448	ブラザー工業	電気機器	1.65%
9	4901	富士フィルムホールディングス	化学	1.63%
10	8876	リロ・ホールディング	サービス	1.60%

※比率はいずれも、マザーファンドの「純資産総額」に対する割合です。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は、税引前の分配金を再投資したものと仮定して計算しています。

※2012年はひふみプラスの設定日(2012年5月28日)から年末までの収益率を表示して、2015年は4月末までの収益率を表示しています。

※ひふみプラスにベンチマーク(運用する際に目標とする基準)はありません。

## 手続・手数料等

### ■ お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位となります。
購入価額	ご購入のお申込受付日の <u>翌営業日の基準価額</u> 。
購入代金	販売会社が定める日までに販売会社にお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位となります。
換金価額	解約の請求受付日の <u>翌営業日の基準価額</u> 。
換金代金	請求受付日から起算して5営業日目から、販売会社の本・支店等においてお支払いいたします。
申込締切時間	購入・換金ともに、毎営業日 の15時までに受け付けたものを当日のお申込みとします。ただし、販売会社によって受付時間が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	平成26年12月25日から平成27年12月22日まで なお、申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	当ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により換金の金額に制限を設ける場合や換金のご請求の受付時間に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金のお申込みの受け付けを取り消す場合があります。
信託期間	無期限です（平成24年5月28日設定）。 ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
繰上償還	信託契約の一部解約により受益権の口数が5億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することがお客様（受益者）のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。
決算日	毎年、9月30日（休業日の場合には、翌営業日）
収益分配	年1回の毎決算時に、原則として、次の方針に基づき分配を行ないます。 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。 「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合には、収益分配金は税引き後に無手数料で再投資されます。
信託の限度額	1兆円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	原則、毎年9月の決算時及び償還時に、交付運用報告書を委託会社が作成し、販売会社を通じてお客様（受益者）に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。



# ファンドの費用・税金

## ■ ファンドの費用

お客様に直接的にご負担いただく費用	
購入時手数料	申込金額に対する手数料率は <b>3.24% (税抜き3.00%) を上限</b> として、販売会社が定める料率とします。購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として販売会社にお支払いいただきます。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は無手数料です。
信託財産留保額	ありません。

お客様に信託財産から間接的にご負担いただく費用																					
運用管理費用 (信託報酬)	<p>信託財産の純資産総額に対して<b>下記に記載の年率</b>を乗じて得た額</p> <p>信託報酬とは、投資信託の運用・管理にかかる費用のことです。日々計算されて、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払われます。</p> <p>運用管理費用の配分 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率（下段は税抜です）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>純資産総額</th> <th>委託会社 (委託した資産の運用の対価)</th> <th>販売会社 (運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価)</th> <th>受託会社 (運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500億円まで</td> <td>0.4914% (0.45500%)</td> <td>0.4914% (0.45500%)</td> <td>0.0756% (0.07000%)</td> <td>1.0584% (0.98000%)</td> </tr> <tr> <td>500億円を超える部分</td> <td>0.4374% (0.40500%)</td> <td>0.4374% (0.40500%)</td> <td>0.0756% (0.07000%)</td> <td>0.9504% (0.88000%)</td> </tr> <tr> <td>1000億円を超える部分</td> <td>0.3834% (0.35500%)</td> <td>0.3834% (0.35500%)</td> <td>0.0756% (0.07000%)</td> <td>0.8424% (0.78000%)</td> </tr> </tbody> </table>	純資産総額	委託会社 (委託した資産の運用の対価)	販売会社 (運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価)	受託会社 (運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価)	合計	500億円まで	0.4914% (0.45500%)	0.4914% (0.45500%)	0.0756% (0.07000%)	1.0584% (0.98000%)	500億円を超える部分	0.4374% (0.40500%)	0.4374% (0.40500%)	0.0756% (0.07000%)	0.9504% (0.88000%)	1000億円を超える部分	0.3834% (0.35500%)	0.3834% (0.35500%)	0.0756% (0.07000%)	0.8424% (0.78000%)
純資産総額	委託会社 (委託した資産の運用の対価)	販売会社 (運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価)	受託会社 (運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価)	合計																	
500億円まで	0.4914% (0.45500%)	0.4914% (0.45500%)	0.0756% (0.07000%)	1.0584% (0.98000%)																	
500億円を超える部分	0.4374% (0.40500%)	0.4374% (0.40500%)	0.0756% (0.07000%)	0.9504% (0.88000%)																	
1000億円を超える部分	0.3834% (0.35500%)	0.3834% (0.35500%)	0.0756% (0.07000%)	0.8424% (0.78000%)																	
監査費用	<p>信託財産の純資産総額に対して年0.0054% (税抜0.005%) の率を乗じて得た額 (なお、上限を年間54万円 (税抜50万円) とします。当該上限金額は契約条件の見直しにより変更となる場合があります。)</p> <p>日々計算されて、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。</p>																				
その他費用・手数料	<p>組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 (それにかかる消費税)、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用、租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息など。</p> <p>これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、予めその金額や上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。</p>																				

## ■ 税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 および地方税	<b>配当所得として課税</b> 普通分配金に対して20.315%
換金 (解約) および償還時	所得税、復興特別所得税 および地方税	<b>譲渡所得として課税</b> 換金 (解約) 時および償還時の差益 (譲渡益) に対して20.315%

※ 上記税率は平成27年4月末時点のものです。

※ 確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※ 法人の場合は上記とは異なります。

※ 少額投資非課税制度 (愛称: NISA (ニーサ)) をご利用の場合

少額投資非課税制度 (NISA) をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

※ 普通分配金に対する課税については、次頁をご参照ください。

※ 税法または確定拠出年金法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

## 収益分配金の仕組みについて

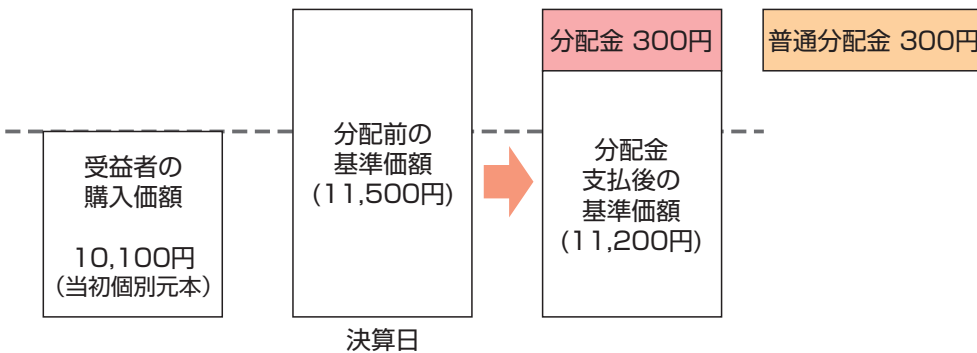
追加型株式投資信託である「ひふみプラス」の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」の区分があります。

### ① 普通分配金

収益分配金支払い後の基準価額が、そのお客様(受益者)の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

**普通分配金は、配当所得として課税対象になります。**

<イメージ> 例: Aさんが10,100円の基準価額で購入した場合



分配金落ち後の基準価額がAさんの個別元本を上回っているため、分配金300円は全額「普通分配金」として課税対象になります。

分配金が支払われた後も、Aさんの個別元本は修正されず10,100円となります。

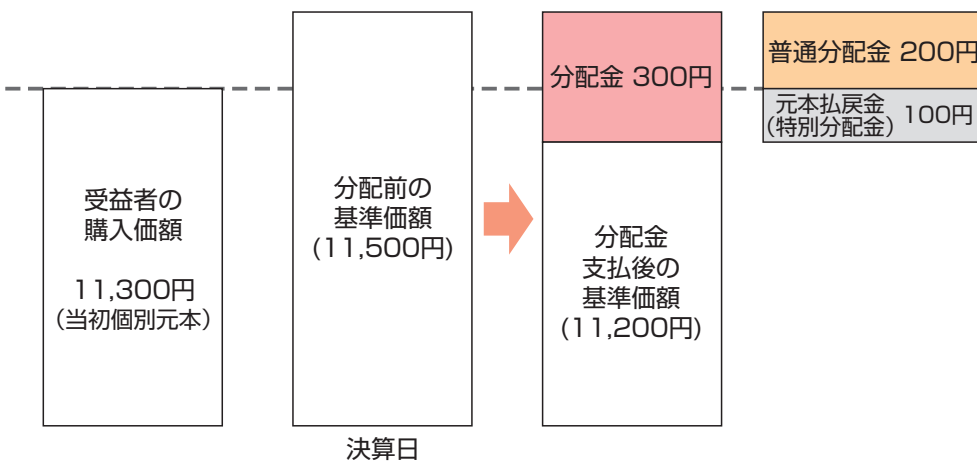
### ② 元本払戻金(特別分配金)

収益分配金支払い後の基準価額がそのお客様(受益者)の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となります。当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額は普通分配金となります。

**元本払戻金(特別分配金)は、実質的に元本の一部払い戻しとみなされ、非課税扱いとなります。**

お客様が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、その後の**個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。**

<イメージ> 例: Bさんが11,300円の基準価額で購入した場合



分配金落ち後の基準価額がBさんの個別元本を下回っているため、分配金300円のうち、個別元本を下回っている100円分は「元本払戻金(特別分配金)」となり課税されません。300円から元本払戻金(特別分配金)100円を差し引いた200円が「普通分配金」として課税対象になります。

分配金が支払われた後、Bさんの個別元本は当初の11,300円から元本払戻金(特別分配金)100円を控除した11,200円に修正されます。

### 個別元本とは

お客様(受益者)がひふみプラスを取得した価額のことです。

「ひふみプラス」の受益権を複数回取得した場合、個別元本は、その都度、そのお客様の受益権口数(保有口数)で加重平均することにより算出されます。

# MEMO

本ページは目論見書の内容ではありません。

